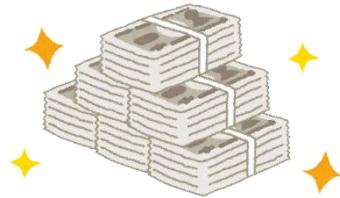


消費者被害注意報

2025年 12月

No. 123

その「儲かる話」って本当?
投資詐欺に気を付けて!

事例 1 投資勉強会で教わった「儲かる商品」のはずが…

知人の紹介で投資勉強会に参加。投資額に対して年利40%の利息が付くとの説明があった。「個人が海外へ送金するのは大変なので、送金を代行する業者がある」とのこと、代行業者を通じて計800万円を投資した。しかし、何度催促しても利息を全く受け取ることができない。元金も返してもらえず、契約当時の担当者は全員退職していると言われ、現在は連絡も取れない。(70代・男性)

事例 2 利益が出たと思ったら、追加料金を請求された…

インターネット広告を見て、ある海外事業者に3.5万円を支払い、暗号資産に投資した。その後、暗号資産は1万ドル(約150万円)の利益になったと説明されたが、引き出すことができなかった。業者から連絡があり、「保証金として30万円を払えば、利益を引き出せる」と言われた。さらに、海外政府を名乗る者からも30万円を支払うよう、続けて連絡があった。(70代・男性)

「必ず」「確実に儲かる」はウソ！

「高利回り」には要注意！

お金をだまし取る目的で、ウソの儲け話を持ちかける悪質業者も多くいます。「利益が出た」という説明や、投資そのものがウソであることもあります。

本当に儲かる方法であれば、他人に教えません。



消費者トラブル防止のために

- 「投資の話」や「儲け話」を聞いたら、まずは疑いましょう。うまい話はありません。
- 知人・友人からの勧誘でもうのみにせず、冷静に判断しましょう。
- 金融商品取引業や暗号資産交換業者の登録を受けている業者かどうか確認し、無登録業者との取引は行わないようにしましょう。
- いったん振込してしまうと、被害の回復が困難です。取引内容やリスクが十分に理解できない場合、契約をせず、きっぱりと断りましょう。



悪質商法
ひっかかるん藏

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ
相談専用電話 **043-207-3000**

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く